

平成20年(2008年)2月8日  
総務部財政課  
担当:黒田 和彦 鈴木 英昭  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(内線2062)  
FAX:026-235-7475  
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

# 主な見直し事業に寄せられた ご意見・ご提言に対する見解及び対応

19件

社 会 部	.....	1
衛 生 部	.....	2
商 工 部	.....	3
農 政 部	.....	4
林 務 部	.....	5
教育委員会	.....	6

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【社会部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金について</p> <p>対象者は65歳以上の高齢者で、前年度所得税額が15万円以下の世帯という低所得世帯を対象としていることから、在宅介護を推進する高齢者等の立場に立った住宅改良を行うには、補助制度の現状維持を要望します。</p> <p>利用者負担割合（現行制度では、補助限度額90万円までは自己負担なし）についても、低所得世帯を対象としていることから、現状維持を要望します。</p>	<p>(地域福祉課)</p> <p>介護保険給付で20万円を限度に別途給付が受けられることから、補助金の交付実績等を踏まえ、補助限度額を90万円から70万円に引き下げることにしました。</p> <p>また、利用者負担割合については、現行制度でも1割(2万円を限度)となっています。</p>
<p>障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金について</p> <p>現在、補助金の対象者は、重度の障害者(身障手帳1～3級)で低所得世帯(前年度所得税額が15万円以下の世帯)を対象としております。浴室、台所等の改良工事は、多額な費用がかかるため、現行の補助制度継続を要望します。また、利用者負担1割(現行では、補助限度額90万円までは自己負担なし)については、低所得世帯を対象にしていることから、現状のまま継続を要望します。</p>	<p>(地域福祉課)</p> <p>市町村地域生活支援事業で20万円を限度に別途給付が受けられることから、補助金の交付実績等を踏まえ、補助限度額を90万円から70万円に引き下げることにしました。</p> <p>また、利用者負担割合については、現行制度でも所得に応じて算出される額を負担していただいています。</p>
<p>希望の旅事業について</p> <p>「希望の旅事業」が廃止と報道されている。何回も事業の継続について陳情等してきた経過があり、是非名称が変わっても引き続き事業を継続してほしい。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>「希望の旅事業」は廃止することとしていますが、既存の「障害者余暇活動支援事業」を活用し、引き続き重度障害者の社会参加を支援してまいります。</p>
<p>希望の旅事業について</p> <p>「希望の旅事業」が廃止とされているが、重度障害者の社会参加のため、現行と同様の事業ができるよう予算措置してほしい。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>同上</p>
<p>希望の旅事業について</p> <p>「希望の旅事業補助金」は、「障害者余暇活動支援事業」へ移行することにより廃止されます。現在、市社協が行っている希望の旅事業は、障害者余暇活動支援事業で補助金が確保されるため、廃止による影響はないものと考えます。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>同上</p>
<p>希望の旅事業について</p> <p>19実績も在宅の心身障害者とその家族に、交流の場を提供し、生きがいを高める目的で実施し、対象者57名介護者16名で実施。事業費は、参加者負担金を除く、県、市、社会福祉協議会で助成し行っているが、当該事業が「障害者余暇活動支援事業」となった場合でも、事業の縮小または廃止の方向とならないよう、当該事業の継続が必要である。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>同上</p>
<p>希望の旅事業について</p> <p>希望の旅事業は、在宅の重度心身障害者とその家族に交流の場を提供し、生きがいを高める目的で実施しており、事業費は参加者負担金を除き、県、市、社会福祉協議会で助成している。</p> <p>当該事業を廃止し、広く障害者に余暇活動の場を提供する事業に対して助成する「障害者余暇活動支援事業」により支援することであるが、それぞれの事業の目的を損なうことのないよう継続することが望ましいと考えられる。なお、廃止する場合は、希望の旅事業費に相当する予算額を障害者余暇活動支援事業で確保するよう要望する。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>同上</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【衛生部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>福祉医療費給付事業補助金(老人医療費給付事業)について 平成20年度より実施予定だった70～74歳高齢者の医療費負担増(1割 2割)が、1年間凍結されることとなったため、少なくとも70～74歳の医療費負担が1割のうち、68・69歳に対する医療費助成を継続すること。</p>	<p>(医療政策課 国保・医療福祉室) 本事業は、昭和53年当時70歳以上が老人医療の対象だった時代に、70歳以上の老人医療対象者に準じて68・69歳の高齢者の医療費について助成する制度として実施してきたものであり、老人保健法の改正により老人医療(後期高齢者医療)の対象が70歳から75歳以上になったことに伴い、老人医療の対象者に準じるという制度でなくなるため廃止することとしました。</p>
<p>福祉医療費給付事業補助金(老人医療費給付事業)について 平成20年度より実施予定だった70～74歳高齢者の医療費負担増(1割 2割)が、1年間凍結されることとなるが、その後、70～74歳の医療費負担増がなされたとしても、68・69歳に対する医療費助成についても70～74歳の医療費負担と同様の負担になるように、68・69歳に対する医療費助成を継続すること。</p>	<p>(医療政策課 国保・医療福祉室) 同上</p>
<p>福祉医療費給付事業補助金(老人医療費給付事業)について 制度廃止はやむを得ないが、廃止に伴う現在の福祉医療費受給者に対する経過措置について、「医療費自己負担3割のうち、2割受給者負担・1割福祉医療費給付」としているが、平成20年度より実施予定だった70～74歳高齢者の医療費負担増(1割 2割)が、1年間凍結されることとなったため、凍結措置に合わせ「医療費自己負担3割のうち、1割受給者負担・2割福祉医療費給付」としてほしい。</p>	<p>(医療政策課 国保・医療福祉室) 廃止に伴う現在の福祉医療費受給者に対する経過措置については、平成20年度より実施予定だった70～74歳高齢者の医療費負担増(1割 2割)が、1年間凍結されることとなりましたが、医療費2割を定めた改正健康保険法は予定どおり施行された上で70～74歳に対する凍結措置が実施されるため、68・69歳の本事業の経過措置対象者については、あくまでも70～74歳についての法律の規定に準拠させていますので凍結措置については考慮しないこととしました。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【商工部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>技術専門校の職業訓練事業について</p> <p>地域の技能者育成の中心となる技術専門校においては、技術修得のための環境整備及び訓練科のより一層の拡充がもてられており、その中で訓練ニーズの高い岡谷技術専門校自動車整備科の廃止による事業の縮小は容認できない。岡谷技術専門校自動車整備科の存続を求めるとともに、訓練科の集約(統廃合)による技術専門校の職業訓練事業の縮小について再考を要望する。</p>	<p>(雇用・人材育成課)</p> <p>県職業能力審議会の答申を受けて策定した第8次長野県職業能力開発計画において、「民間にできることは民間へ」という基本方針が定められています。</p> <p>平成18年に県内2校目の自動車整備系の民間校が開設されたことから、この方針に基づき県が行う訓練の規模を見直すとともに、自動車整備の実習棟が老朽化している岡谷校の訓練科を廃止し松本校の訓練科に統合することによって、事業の効率化・重点化も図っていくものです。</p> <p>なお、松本校の訓練科については、東北信や諏訪地域の受講ニーズに応えていくとともに、民間との役割分担という観点から、離転職者や経済的困窮家庭の子弟が職業訓練を受ける機会の確保に重点を置いてまいります。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【農政部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>地域担い手育成支援事業について</p> <p>認定農業者や集落営農組織、専業農業者等への営農指導は、専門的知識を持ったスタッフを要するため、設置には県のバックアップが必要である。</p> <p>また研修会等の開催も含め、県の主体的な指導及び財政的な支援は欠かせないため、継続を要望する。</p> <p>(同趣旨 他に1件)</p>	<p>(農村振興課)</p> <p>認定農業者や集落営農組織等への支援については、県、農業会議、JA中央会等で構成する長野県担い手育成総合支援協議会を通じて引き続き支援してまいります。</p> <p>また、市町村段階で実施する営農指導等の担い手育成支援活動については、国庫補助事業が活用できます。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【林務部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>森のエネルギー推進事業について 「森のエネルギー推進事業」を継続して頂きたい。</p>	<p>(信州の木活用課)</p> <p>ペレットストーブ・ボイラーに対する補助については、モデル事業として当面継続しますが、今後はペレット利用によるCO<sub>2</sub>削減効果を定量的に評価する仕組みを構築し、民間資金を活用したペレットの低コスト化を図るとともに、消費者ニーズに応じた多様な製品の開発を企業に働きかけるなど、一層の普及拡大に努めます。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【教育委員会事務局】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>保育対策等促進事業について</p> <p>国の地方交付税措置は、地域が子育て支援のために行う様々な取り組みについて標準的に想定されており、必要に応じ、障害児保育に対する経費が増大しても個別に財政支援されない。</p> <p>また、国において財政措置を行ったことは、事業の重要性を認識し、さらなる財政支援が必要と判断したものであるのに対し、県が助成を廃止することは、国の考え方に逆行する。</p>	<p>(こども支援課)</p> <p>障害児保育については、国に事業の充実・財源の確保等を要望してきたところ、市町村の地方交付税の算定において、対象児童の拡大と事業の財源の充実が行われました。</p> <p>これにより、県が単独で助成してきた事業を含め、市町村の障害児保育の実施に必要な財源がこれまで以上に確保できるようになったため、県の事業としては来年度から廃止することとしたものです。</p>
<p>保育対策等促進事業について</p> <p>国の地方交付税措置は、地域が子育て支援のために行う様々な取り組みについて標準的に想定されており、必要に応じ、障害児保育に対する経費が増大しても個別に財政支援されない。</p> <p>また、国において財政措置を行ったことは、事業の重要性を認識し、さらなる財政支援が必要と判断したものであるのに対し、県が助成を廃止することは、国の考え方に逆行する。市町村の実態を把握し、障害児保育事業の後退を招かないよう施策の充実に要望する。</p> <p>市町村は、一時保育など子育て関係の施策を打ち出しているところである。保育対策の事業を薄くしないでほしい。</p>	<p>(こども支援課)</p> <p>同上</p> <p>なお、障害児保育以外の保育対策等促進事業は、子育て支援施策の重要性・必要性、県の役割などを十分に認識しながら実施してまいります。</p>
<p>保育対策等促進事業について</p> <p>障害児受入のための保育士加配補助を廃止することについて、反対です。障害を持つ保護者も、働きながら子育てをしている母親がたくさんいます。保育園で障害の子を受け入れて健全な子どもたちと育ち合うことは大事なことであります。軽度発達障害もしくはその疑いの子がたくさん見受けられる社会的現象の中できめ細かい保育をしていかなければならない状況です。</p> <p>県独自に子どもに対して手厚い行政であってほしい。</p>	<p>(こども支援課)</p> <p>障害児保育については、国に事業の充実・財源の確保等を要望してきたところ、市町村の地方交付税の算定において、対象児童の拡大と事業の財源の充実が行われました。</p> <p>これにより、県が単独で助成してきた事業を含め、市町村の障害児保育の実施に必要な財源がこれまで以上に確保できるようになったため、県の事業としては来年度から廃止することとしたものです。</p>
<p>保育対策等促進事業について</p> <p>障害児保育対策事業の廃止は、19年度の地方交付税において措置が拡大されたことを理由としているが、自治体の財政状況が厳しい中において、障害など特別な支援を必要とする児童の成長を保障し、また、発達障害が疑われる児童に対する早期支援を実施するためには、県の単独補助である本事業の継続は、大きな意味を持つものと考えます。</p> <p>また、当市では、公立保育園への民間活力の導入が大きな課題となっており、本事業の廃止は、私立保育園での障害児の受け入れを妨げる要因とも成りかねず、保育サービスが公立、私立の区別なく等しく提供されていることが望ましい状況に支障となることを危惧するものです。</p> <p>こうしたことから、本事業の継続実施を強く要望します。</p>	<p>(こども支援課)</p> <p>同上</p> <p>なお、地方交付税による財政措置は、すべての保育所入所障害児を対象としていますので、公立、私立の区別なく保育サービスが提供されるよう努めていただくことをお願いします。</p>
<p>保育対策等促進事業について</p> <p>障害児受け入れのための保育士加配の助成を廃止することですが、保育士の加配は、これまで身体障害者手帳の交付等に加え、児童相談所の面接等による判定(診断)書に基づき対応してきているので、保護者への動機付けや保育所での対応等のため、特に発達障害の児童については、児童の状態を理解する働きをしている児童相談所の面接を引き続き継続していただきたい。</p> <p>保育士加配の市独自の基準を設けることは難しく、また、市町村独自の取り組みとなると、障害児の受け入れにあたり、対応が異なる事態も想定されるので、そうした観点についてもお願いしたい。</p>	<p>(こども支援課)</p> <p>児童相談所の判定は、障害児保育対策事業の対象児童の確認だけでなく、発達障害等の対象児童の早期発見及び児童への適切な対応につながっているので、来年度以降も引き続き児童相談所との連携を図ってまいります。</p> <p>また、保育士加配に関する市町村の基準の設定については、平成19年12月に「来年度以降も障害児保育が後退することのないよう」市町村に通知したところですが、これまでの県事業の基準等を参考にしながら市町村の基準が設定されるよう、今後も助言してまいります。</p>